

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 実施要領の制定について

3 畜 産 第 1342 号
令 和 3 年 12 月 24 日
農林水産省畜産局長 通知

制 定 令和3年12月24日付け3畜産第1342号
最終改正 令和6年12月18日付け6畜産第2262号

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領

制 定 令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1342 号

最終改正 令和 6 年 12 月 18 日付け 6 畜産第 2262 号

農林水産省畜産局長通知

第 1 趣 旨

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の実施については、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和 3 年12月24日付け 3 畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

1 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記 1 に定めるとおりとする。

2 食肉処理基幹施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記 2 に定めるとおりとする。

3 輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記 3 に定めるとおりとする。

4 生乳需給調整基幹施設整備事業

本要領に掲げるもののほか、別記 4 に定めるとおりとする。

5 家畜市場再編整備支援事業

本要領に掲げるもののほか、別記 5 に定めるとおりとする。

6 肉骨粉利用促進事業

本要領に掲げるもののほか、別記 6 に定めるとおりとする。

第 3 取組実施期間

別記 1 の第 1、別記 2 の第 1 及び別記 4 の第 1 の取組についてはおおむね 5 年以内、別記 3 の第 1、別記 5 の第 1 及び別記 6 の第 1 の取組についてはおおむね 3 年以内とする。

第 4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、要綱別表1の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第1号により、要綱別表1の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第2号により、要綱別表1の事業内容欄の3の事業に取り組む場合にあっては別表1に規定するその他必要な事項を内容として、要綱別表1の事業内容欄の4の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第3号により、要綱別表1の事業内容欄の5の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第4号により、要綱別表1の事業内容欄の6の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第5号により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

2 再編合理化計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱別表1の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、別紙様式第6号により、要綱別表1の事業内容欄の5の事業に取り組む場合にあっては別紙様式第7号により、再編合理化計画を作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 再編合理化計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (3) 再編合理化計画の計画期間は、要綱別表1の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては5年以内、要綱別表1の事業内容欄の5の事業に取り組む場合にあっては3年以内とする。

3 食肉処理基幹施設整備計画の作成

- (1) 事業実施主体は、要綱別表1の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては、別紙様式第8号により食肉処理基幹施設整備計画を作成し、1により作成した事業実施計画と合わせて都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 食肉処理基幹施設整備計画の変更は、(1)に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- (3) 食肉処理基幹施設整備計画の計画期間は、5年以内とする。

- 4 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第9号及び第10号により、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、その成果目標の妥当性につい

て、自ら検討を行った上で、地方農政局長等（北海道にあっては、要綱別表 1 の事業内容欄に掲げる 1、2 及び 3 の事業は農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）、4、5 及び 6 の事業は北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、さらに、地方農政局長等とその成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

- 5 都道府県知事は、4 の提出を行う際に併せて、要綱別表 1 の事業内容欄の 3 の事業の事業実施主体の欄に定める（8）の団体（以下「特認団体」という。）又は都道府県が事業実施主体である場合は、事業実施計画の内容についても、別紙様式第 9 号及び第 10 号により、地方農政局長等と協議を行うものとする。

- 6 地方農政局長等は、4 及び 5 の協議を受けた場合は、協議の内容を検討するため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

- 7 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、3 に準じた手続を行うものとする。

（1）成果目標の変更

（2）特認団体又は都道府県が実施する事業内容の変更

- 8 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第 5 取組の実施基準等

本事業の実施基準等は次に定めるもののほか、別記 1 から別記 6 までに定めるところによるものとする。

- （1）事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- （2）国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

- （3）附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。
- （4）施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費について

は、交付の対象外とする。

- (5) 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の配分基準について」(令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知。以下「配分基準通知」という。)に定めた成果目標の達成のための推進活動が行うものとする。

- (6) 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- (7) 交付の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- (8) 要綱別表1の事業内容欄の1の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアム又はその構成員が、要綱別表1の事業内容欄の3の事業に取り組む場合にあっては、畜産物処理加工施設又は当該畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出事業者が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること又は本事業により整備する施設がしゅん工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

第6 補助対象要件等

- 1 補助対象要件及び交付率等は、別表2及び別表3に掲げるとおりとする。ただし、整備後の施設における畜産物を処理・加工する業務等を実際に行う事業者が確定しているものに限る。
- 2 別表2に掲げる1の(2)の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記1に定めるところによるものとする。
- 3 別表2に掲げる2の(2)の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記2に定めるところによるものとする。

- 4 別表2に掲げる3の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記3に定めるところによるものとする。
- 5 別表2に掲げる4の(2)の事業の施設の整備については、別表4に掲げるもののほか、別記4に定めるところによるものとする。
- 6 別表2に掲げる5の事業の施設の整備については別表4に掲げるもののほか、別記5に定めるところによるものとする。
- 7 別表2に掲げる6の事業の機械導入については、別記6に定めるところによるものとする。

第7 採択要件

1 成果目標

要綱別表1の畜産局長が別に定める成果目標の内容、達成すべき成果目標の基準及び成果目標基準を満たすことが見込まれる類別の数は、配分基準通知の別表1及び別表2において定めるものとする。事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を満たすことが見込まれる類別を選択し、配分基準通知の別表2から別表4により加算されるポイントの合計が38以上となるように成果目標を設定すること。なお、別記1及び別記5の事業に取り組む場合にあっては、設定した成果目標について、第4の2の再編合理化計画に記載するものとする。また、別記2の事業に取り組む場合にあっては、設定した成果目標について、第4の3の食肉処理基幹施設整備計画に記載するものとする。

2 目標年度

要綱別表1の事業内容欄の1から4までの事業に取り組む場合にあっては、事業完了年度から5年以内、要綱別表1の事業内容欄の5及び6の事業に取り組む場合にあっては3年以内に設定するものとする。ただし、配分基準通知において、2030年度を目標とする類別については、2030年度までに設定するものとする。

3 上限事業費

別表5により計算される額を超える部分については、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて交付対象とすることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告及び事業の評価

要綱第22第1項及び第23第2項に定める畜産局長が別に定める項目は、別表6のとおりとする。

第9 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するも

のとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第 10 その他

1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

その際、事業実施主体と、都道府県計画を作成する都道府県知事及び市町村長など取組が実施される地域を管轄する行政当局は、周辺住民との調整を必要とする範囲等を相談し、事業実施主体はその指導に基づいて調整するものとする。

2 周辺景観との調和

事業実施主体は、施設整備を実施する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用、アニマルウェルフェアへの配慮

食肉処理施設又は食鳥処理施設の整備を実施する場合にあっては、と畜・と鳥残さ等の再資源化等有効活用及びアニマルウェルフェアに配慮した獣畜・家きんの取扱いに努めるものとする。

4 生乳需給調整への協力

事業実施主体は、別表 4 に掲げる乳業施設及び乳製品加工施設の整備を実施する場合にあっては、コンソーシアムの枠を超えたより幅広い生乳流通事業者と協調して乳製品加工を実施する等、全国的な生乳需給調整への協力を努めるものとする。

5 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

6 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の 7 月末までに公表を行うものとする。

7 P F I 法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）の活用を努めるものとする。

8 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、要綱別表 1 の事業内容欄の 1 及び 2 の事業に取り組む場合にあっては、整備後の食肉処理施設等（以下「整備後食肉処理施設等」という。）の所有者、要綱別表 1 の事業内容欄の 3 から 6 までの事業に取り組む場合にあっては、事業実施主体が行うものとする。

ただし、整備後食肉処理施設の所有者又は事業実施主体が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、要綱別表 1 の事業内容欄の 1 及び 2 の事業に取り組む場合にあっては、コンソーシアムの構成員、要綱別表 1 の事業内容欄の 3 から 5 までの事業に取り組む場合にあっては、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事及び市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類を整備しておくものとする。

(5) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(6) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

9 その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1342 号農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

第11 附帯事務費

国は、予算の範囲内において、本事業の実施に関する事務、指導等に要する経費の2分の1以内を附帯事務費として交付するものとする。

なお、交付対象となる附帯事務費の額は、対象となる事業の総事業費に別表7に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とし、補助対象範囲は、別表8に定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月24日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、食肉流通再編・輸出促進事業実施要領（令和2年3月31日付け元生畜第2119号農林水産農林水産省生産局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の食肉流通再編・輸出促進事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月18日から施行する。
- 2 1による改正前の本要領に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

(別記1)

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化等を通じた、効率的な流通体制の構築、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 食肉流通再編合理化推進事業

国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るための5か年計画（以下「食肉流通再編合理化コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

食肉流通再編合理化コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。）の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等

第2 取組の実施基準等

本事業は、食肉流通再編合理化推進事業と食肉流通再編合理化施設整備事業の一体的な取組を支援するものとし、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 食肉流通再編合理化推進事業

次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

- （1）特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- （2）農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- （3）販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

- （1）施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案し、コンソーシアムにおいて合意の上、決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、施設の稼働率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

（2）食肉処理施設の廃棄等

本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄に係る経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

(3) 整備後食肉処理施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後食肉処理施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後食肉処理施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後食肉処理施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 事業実施主体

要綱別表1の事業内容欄の1の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 畜産農家、食肉処理施設及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）

でないこと。

- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後食肉処理施設の所有者であること。
- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

第4 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 食肉流通再編合理化推進事業

本事業は、食肉流通再編合理化コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定める食肉流通再編合理化コンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

- (1) 食肉流通再編合理化コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 輸出拡大計画（輸出向け出荷量5%以上の増加（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、いずれの国への輸出を新規で実施）する計画とすること。）
- c 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- d 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の再編合理化に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

- (2) 食肉流通再編合理化コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉流通再編合理化施設整備事業

本事業は、食肉流通再編合理化コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備は、食肉流通再編合理化コンソーシアム計画に基づく対象食肉処理

施設の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等とする。なお、再編合理化等とは、コンソーシアム内の食肉処理施設の統合又は機能再編等による業務の効率化・高度化、専用施設化を図る取組により、食肉の輸出拡大や効率的・効果的な生産・流通体制に強化することをいい、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・共同化による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

(2) 再編等施設（食肉流通再編合理化コンソーシアム計画に基づき整備を行う食肉処理施設をいう。以下同じ。）の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が作成する食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであることとする。

(3) 事業実施主体は、再編等施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けているものとする。

また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。

(4) 整備に当たっては、整備後の1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が、1コンソーシアムにつき、おおむね1,000頭以上の規模となることとする。

加えて、当該処理能力頭数は、現状（再編合理化等前）のコンソーシアム内の処理頭数合計（直近3年度間の平均）を上回る計画とすること。

また、施設整備の交付対象は、1施設につき、おおむね700頭以上の規模となることとする。ただし、地域の事情により以下のアからエまでの2つ以上に該当する整備の場合、おおむね500頭以上の規模を可とする。

ア 県内1施設の食肉処理施設の他県の食肉処理施設との再編合理化

イ 地域の増頭計画に対応して処理頭数を増頭する計画を有する食肉処理施設の再編合理化

ウ 輸出専用食肉処理施設化による再編合理化

エ 牛又は豚の専用施設化による再編合理化

(5) 整備後食肉処理施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

第5 食肉処理施設の廃棄の基準等

1 食肉処理施設の廃棄

(1) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

(2) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控

除する。

- (3) 交付対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

2 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- (1) 交付対象は、別表2の1の食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業のうち、(2)食肉流通再編合理化施設整備事業の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編施設において(1)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(1)の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。
- (3) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)の施設等又は(2)の設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

- ウ 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。
- エ 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。
- オ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（１）、（２）、（３）のアからエまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。
- （４）対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（３）のアからウまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。
- （５）廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。
- なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいと言えないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

(別記2)

食肉処理基幹施設整備事業

第1 取組の概要

本取組においては、都道府県が中心となり、地域の基幹施設と定める食肉処理施設の整備を通じた、効率的な流通体制の構築、稼働率及び衛生水準の向上等による国産食肉の生産・流通体制の強化を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 食肉処理基幹施設整備推進事業

地域の生産基盤を維持し、国産食肉の生産・流通体制の強化を図るための5か年計画（以下「食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等

2 食肉処理基幹施設整備事業

都道府県が作成する食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）において、都道府県が中核的な基幹施設として定める食肉処理施設の整備、機械導入等

第2 取組の実施基準等

本事業は、食肉処理基幹施設整備推進事業と食肉処理基幹施設整備事業の一体的な取組を支援するものとし、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 食肉処理基幹施設整備推進事業

次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

（1）特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

（2）農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償

（3）販売促進のためのPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 食肉処理基幹施設整備事業

（1）施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案し、コンソーシアムにおいて合意の上、決定を行うものとする。ただし、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

あわせて、施設の稼働率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

（2）食肉処理施設の廃棄等

本事業での整備に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄に係る経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額

の補填ができるものとする。

- (3) 整備後食肉処理施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。なお、貸付先は、コンソーシアムの構成員とする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっても同様とする。

イ 整備後食肉処理施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 整備後食肉処理施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後食肉処理施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 3 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 事業実施主体

要綱別表1の事業内容欄の2の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 都道府県、畜産農家及び食肉流通事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。なお、食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画において既存の食肉処理施設が関与する場合には、当該食肉処理施設を構成員に加えることとする。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はそ

の者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する整備後食肉処理施設の所有者であること。
- 7 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

第4 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 食肉処理基幹施設整備推進事業

本事業は、食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修、食肉処理施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定める食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

- (1) 食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 生産・流通体制強化に関する以下の計画

- a 安定的集出荷、処理、販売計画
- b 消費者ニーズを反映する生産体制推進計画
- c 生産者の顔が見える販売体制推進計画

イ 食肉処理施設の基幹施設の整備に関する以下の計画

- a 施設稼働計画（処理能力、処理量、稼働率、欧米並みの衛生管理）
- b 経営安定計画（と畜・加工料金設定、人材育成・後継者確保方針）
- c 食肉処理・加工・流通コストの低減計画（省力化、加工技術の向上、物流協業化）
- d 災害時や施設メンテナンス時の対応計画

- (2) 食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 食肉処理基幹施設整備事業

本事業は、流通合理化計画において都道府県が基幹施設と定める食肉処理施設に必要な整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備は、食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画に基づく食肉処理施

設の整備、機械導入等とする。なお、当該食肉処理施設を起点とした物流の協業・共同化による流通コストの低減及び災害等非常時や施設メンテナンス時の安定運営に必要な連携協定等を必須とする。

(2) 整備対象となる施設の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県の流通合理化計画に基づくものとし、新設又は改修する施設については、流通合理化計画において当該施設が所在する都道府県における基幹施設であることを明記するものとする。

(3) 事業実施主体は、食肉処理施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。

また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。

(4) 整備に当たっては、施設整備の交付対象は、1施設につき1,000頭以上の規模となることとする。

(5) 整備後食肉処理施設の稼働率はおおむね90%以上であることとする。

第5 食肉処理施設の廃棄の基準等

1 食肉処理施設の廃棄

(1) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

(2) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、食肉処理基幹施設整備計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。

(3) 交付対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

2 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

(1) 交付対象は、別表2の2の食肉処理基幹施設整備事業のうち、(2)食肉処理基幹施設整備事業の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行

令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

(2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、対象施設において(1)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(1)の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。

(3) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)の施設等又は(2)の設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

ウ 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

エ 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。

オ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)、(3)のアからエまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。

(4) 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除

する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（３）のアからウまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

- （５）廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいと言えないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

(別記3)

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業

第1 取組の概要

本取組においては、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に位置付けられた農林水産物・食品の輸出額目標の達成に資する、国産畜産物の輸出拡大に必要な輸出対応型の畜産物処理加工施設の整備を実施できるものとする。

第2 取組の実施基準等

1 事業の実施基準

- (1) 別紙様式第12号により当該事業で導入する畜産物処理加工施設を輸出拠点とする輸出拡大計画を作成していること。
- (2) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (3) 畜産物処理加工施設の整備のための計画策定における能力及び規模については、アンケート調査等により、農業者の畜産物処理加工施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- (4) 畜産物処理加工施設の整備に当たっては、産地の育成に資する最適な運営の方式及び規模とするよう、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - ア 施設の整備を予定する産地で十分調整を行うとともに、運営については、産地の意向が反映されるよう努めるものとする。
 - イ 必要に応じ、畜産物処理加工施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、検討を行うものとする。
- (5) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として畜産物処理加工施設を整備する場合については、次によるものとする。
 - ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
 - イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
 - ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
 - エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出され

る額以内であることとする。

オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(6) 事業実施主体は、整備する畜産物処理加工施設について、輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、海外での販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であると見込まれること。

(7) 本事業の実施に当たっては、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる施設・設備等及び体制を整備するものとし、もって輸出向け出荷量又は出荷額の拡大を図るものとする。

(8) 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。その際、商品・製品等を対象に補償する保険制度への加入について十分に検討すること。なお、事業実施状況報告書及び評価報告書に事業実施主体の共済又は保険等への加入状況が分かる書類の写しを添付することとする。

2 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 事業実施主体

(1) 農業者の組織する団体又は事業協同組合若しくは事業協同組合連合会が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。

(2) 要綱別表1の事業内容欄の3の事業の事業実施主体欄の(6)の「畜産局長が別に定める民間事業者」は、次の要件を全て満たす者とする。

ア 5名以上の受益農業従事者を有している施設を管理運営していること。

イ 施設の利用料金が、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(3) 要綱別表1の事業内容欄の3の事業の事業実施主体欄の(8)の特認団体は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの

イ その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

(別記 4)

生乳需給調整基幹施設整備事業

第 1 取組の概要

本取組においては、生乳の需給調整の機能の高度化等により、乳製品加工を通じた生乳需給調整体制の強化を図るため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 生乳需給調整基幹施設整備推進事業

乳製品加工を通じた生乳需給調整体制の強化を図るための 5 か年計画（以下「生乳需給調整コンソーシアム計画」という。）を策定及び実行するための協議会の開催、調査等

2 生乳需給調整基幹施設整備事業

生乳需給調整コンソーシアム計画に基づき実施する広域の生乳の需給調整を行うために必要な乳製品加工施設（生乳を処理し特定乳製品（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第 5 条第 1 項に定める特定乳製品をいう。）を製造する需給調整施設及び乳製品加工施設と同一又は近隣の敷地内に整備する乳製品から付加価値の高い乳製品（アイスクリーム、発酵乳等）を製造する乳製品高次加工施設）並びに乳製品加工施設と一体的に整備する貯乳施設（クーラーステーション）の施設整備及び機械導入

第 2 取組の実施基準等

本事業は、生乳需給調整基幹施設整備推進事業と生乳需給調整基幹施設整備事業の一体的な取組を支援するものとし、複数年度にわたる事業計画も可とする。

1 生乳需給調整基幹施設整備推進事業

次の取組は、本事業の交付の対象外とする。

- (1) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- (2) 農畜産物の生産費補填（加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- (3) 販売促進のための P R 活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

2 生乳需給調整基幹施設整備事業

- (1) 施設の能力及び規模は、乳牛飼養頭数、最需要期の生乳生産量、集送乳計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、当該施設を含む生乳需給調整コンソーシアム計画と整合するよう、適切な能力・規模の決定を行うものとする。

あわせて、整備を行う乳製品加工の機能に基づき、最需要期以外の施設の利用率の向上・処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、生産さ

れた乳製品の高次加工、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- (2) 本事業での再編（2か所以上の乳製品加工施設を廃止する場合をいう。）に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄に係る経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。
- (3) 複数年にわたる事業について、施設・機械の設計や製造、輸送、設置等のそれぞれの工程の完了をもって、年度中の事業を完了したものとする事ができるものとする。その場合には、事業実施計画において、毎年度の事業費を分割して記載するものとする。
- 3 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 事業実施主体

要綱別表1の事業内容欄の4の事業の事業実施主体欄の畜産局長が別に定めるコンソーシアムは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 酪農経営体（酪農経営体を含む生産者団体も可とする。）、乳製品加工施設及び畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項に定める第1号事業者を必須の構成員として組織されたコンソーシアムであること。
- 2 コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- 3 コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 4 コンソーシアム規約において、年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
- 5 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

- 6 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち、法人格を有する者であって、整備後の乳製品加工施設又は貯乳施設（クーラーステーション）を所有する者であること。

第4 採択要件

1 生乳需給調整基幹施設整備推進事業

本事業は、生乳需給調整コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、乳製品加工施設の用地確保のための調整会議等の取組を支援するものとする。また、事業実施主体は、以下に定める生乳需給調整コンソーシアム計画を既に策定しているか、又は本事業実施期間中に策定予定である必要があるものとする。

- (1) 生乳需給調整コンソーシアム計画は、以下の全てについて明記されていること。

ア 広域の生乳需給調整等に関する以下の計画

- a 不需要期における生乳の集荷
- b 不需要期以外における施設の運営
- c 施設の合理化又は高度化を図るための方策
- d 荷待ち時間短縮に向けた取り組み
- e 災害時や施設メンテナンス時の対応計画
- f その他（コンソーシアム構成員以外の者による施設利用に係る取り決め等）

イ 乳製品の高付加価値化等に関する以下の計画

- a 製造した乳製品の販売計画
- b 製造した乳製品を活用した高次加工商品による収益改善計画（高次加工を行う場合に限る。）
- c 製造・流通コストの低減計画
- d その他（乳製品等の輸出等）

ウ その他

- a コンソーシアムの構成員が本計画に同意する旨
- b 生乳を集荷する地域の範囲、当該範囲の乳製品仕向けの現状と計画
- c 整備する乳製品加工施設における稼働率、乳製品仕向けの現状と計画
- d 施設の廃棄を伴う場合は、廃棄に係る計画

- (2) 生乳需給調整コンソーシアム計画の計画期間は、5年度間以上とし、コンソーシアム計画期間中に施設整備事業が完了する場合は、当該施設整備事業の完了年度の翌年度を起算年として5年度間以上を加えた計画期間となるよう設定するものとする。

2 生乳需給調整基幹施設整備事業

本事業は、生乳需給調整コンソーシアム計画に位置付けられる乳製品加工施設

の整備に必要な施設整備、機械導入等を支援するものとし、採択要件は次に掲げるものとする。

- (1) 施設整備は、生乳需給調整コンソーシアム計画に基づく乳製品加工施設に必要となる別表4の施設整備、機械導入等とし、広域の需給調整機能の合理化、高度化に資するものであること。
- (2) 整備後の乳製品加工施設の1日当たりの乳製品向け生乳の処理能力は1日当たり30トン以上であること。なお、1日当たりの処理能力が設定されていない場合は、年間の処理能力を当該施設の稼働日数で除して算出すること。
- (3) 廃棄を伴う場合は、事業実施計画において廃棄に係る計画（以下「廃棄計画」という。）を記載すること。
- (4) 別表4に掲げる需給調整施設及び乳製品高次加工施設の整備後の稼働率は、処理能力の最需要期における稼働率が90%以上であることとする。

なお、稼働率の計算に当たっては、1日8時間稼働した場合に想定される1か月当たりの処理能力と当該月の処理実績との比較によって行うこととし、要綱第22の（4）の報告においても同様の手法により計算を行うものとする。

第5 乳製品加工施設の廃棄の基準

1 乳製品加工施設の廃棄

- (1) 廃棄の対象は、廃棄計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。
- (2) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。
- (3) 交付対象経費には乳製品加工施設又は乳業施設の廃棄後の整地等に係る経費については含めることができないものとする。

2 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- (1) 交付対象は、別表2の4の生乳需給調整基幹施設整備のうち、（2）生乳需給調整基幹施設整備の補助対象要件欄のア及びイに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定す

る定率法をいう。)により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

(2) 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編施設において(1)の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、(1)の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。

(3) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア (1)の施設等又は(2)の設備(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

イ 廃棄施設が、営業年度の途中において生乳の処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の生乳処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の生乳処理を休止した営業年度の期首から生乳処理休止月までの間の月数(1か月に満たない月は、これを1か月とする。)

ウ 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に生乳処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

エ 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出(所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。)に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。

オ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)、(3)のアからエまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。

(4) 対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定

を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（３）のアからウまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。

（５）廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいと言えないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

(別記5)

家畜市場再編整備支援事業

第1 取組の概要

本取組においては、家畜市場の再編整備を通じ、国産牛肉の輸出拡大に向けた高品質な牛肉生産の資質を有する肉用子牛の取引頭数を拡大するとともに、家畜の生産・流通のコスト低減を図るため、第4の3により承認を受けた整備計画に基づき実施する家畜市場の再編合理化及び近代化に必要な施設の整備等を実施できるものとする。

第2 取組の実施基準等

- 1 「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知）」、「食肉及び家畜の流通合理化対策要領（平成6年7月22日付け6畜A第1467号農林水産省畜産局長通知）」に基づいて事業を実施することとし、「家畜の流通合理化を図るためのガイドライン」を踏まえて地域の実情に応じた家畜市場の再編を図ること。
- 2 整備する家畜市場（以下「再編家畜市場」という。）の受益農家は、5戸以上とする。
- 3 再編家畜市場の利用料金は、原則として再編家畜市場の管理運営に必要な範囲で設定することとする。
- 4 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案し、都道府県、市町村、事業対象の施設に係る再編整備計画に関する全ての家畜市場、農業関係機関（農業協同組合等）、農業者等と合意形成の上、決定を行うものとする。併せて、コストの低減を図るための効率的な生産体制の確立や、個別農業者等の施設の利用継続が見込まれる年数等についてもアンケート調査等の実施により十分な検討を行うものとする。
- 5 本事業での再編に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。
- 6 補助事業者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次の各号のとおりとする。
 - (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）の承認を得るものとし、当該事項について変更する場合にあっては同様とする。
 - (2) 補助事業者が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
 - (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。なお、補助事業者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 7 事業実施主体は、要領本文第4の1の事業実施計画の中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、要綱別表1の事業内容欄の5の事業の事業実施主体の欄のとおりとする。
- 2 事業実施主体又はその構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- 3 要綱別表1の事業内容欄の5の事業の事業実施主体の欄の（8）の民間事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - （1）5戸以上の農家が利用する施設を管理運営していること。
 - （2）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。
- 4 要綱別表1の事業内容欄の5の事業の事業実施主体の欄の（9）の生産者が組織する団体は、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいい、事業実施及び会計手続を適正に行い、体制を有していなければならないものとする。
- 5 要綱別表1の事業内容欄の5の事業の事業実施主体の欄の（10）の再編協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - （1）都道府県、市町村、事業対象の施設に係る再編整備計画に関する全ての家畜市場、農業関係機関（農業協同組合等）等により構成されていること。このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を必須の構成員とする（都道府県が構成員に含まれる場合を除く。）。
 - （2）施設整備を行う者は、再編協議会の構成員であって、要綱別表1の事業内容欄の5の事業の事業実施主体の欄の（1）から（9）までに規定する者とする。
 - （3）本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
 - （4）協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されてい

ること。

第4 採択要件

採択要件は、要領本文に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 複数の家畜市場の統合等により、家畜市場の再編に取り組むものであること。
- 2 再編家畜市場の整備及び家畜市場の廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める家畜の流通合理化に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであること。
- 3 事業実施主体は、再編家畜市場の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。なお、複数の施設を整備する場合は、それぞれの施設が所在する都道府県知事による承認を受けていること。

また、家畜市場の廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）も含めて作成し、都道府県知事による承認を受けていること。

- 4 事業実施主体は、整備計画を踏まえて要領本文第4の2の再編合理化計画を作成すること。
- 5 再編家畜市場の整備後、原則として、毎月1回以上市場を開催するとともに、1年間における家畜取引頭数がおおむね6,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上確保されることが見込まれること。
ただし、中山間地域（山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね4,000頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場で事業を実施する場合は、該当する家畜市場の年間取引頭数がおおむね2,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
- 6 和子牛の取引を行う再編家畜市場にあっては、整備後、海外での需要が高い高品質な牛肉生産の資質を有する高資質和子牛（和子牛のうち、脂肪交雑の期待育種価並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の形質の期待育種価が、当該施設を整備する都道府県等において上位2分の1以上であるものをいう。以下同じ。）が全体の取引頭数（期待育種価が判明している和子牛の取引に限る。）の過半を占めることが見込まれること。
- 7 再編家畜市場の整備により、安全面及び衛生面の機能向上及び家畜取引の合理化が見込まれること。

第5 家畜市場の廃棄の基準等

1 家畜市場の廃棄

- （1）廃棄施設は、流通合理化計画において、廃棄する旨が記載された施設及びその設

備であること。

- (2) 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、廃棄計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを交付対象経費から控除する。
- (3) 交付対象経費には家畜市場の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費については含めることができないものとする。

2 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

- (1) 交付対象は、別表2の5の家畜市場再編整備支援事業の補助対象要件欄のアからエに掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、再編する家畜市場において（1）の耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、（1）の要件を満たすものに限り、交付対象とすることができる。
- (3) 交付対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア （1）の施設等又は（2）の設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものと同みなして算出するものとする。

イ 廃棄施設が、営業年度の途中において家畜取引を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α ：減価償却額

β ：廃棄施設の家畜取引を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ ：廃棄施設の家畜取引を休止した営業年度の期首から家畜取引休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

ウ 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に家畜取引を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

- エ 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超過しているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、交付対象とはしない。
- オ 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて（１）、（２）、（３）のアからエまでの規定に留意して交付対象経費を算出するものとする。
- （４）対象施設等を売却して得た対価については、これを交付対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る交付金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（３）のアからウまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても交付対象経費から控除するものとする。
- （５）廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

(別記6)

肉骨粉利用促進事業

第1 取組の概要

本取組においては、飼料原料として利用しやすい高品質な肉骨粉を製造するために必要な機械の導入等を実施できるものとする。

第2 取組の実施基準等

要領第5に定める取組の実施基準等は、次のとおりとする。

- (1) 本事業において補助の対象とする機械等（以下「補助対象機械等」という。）は、高品質な肉骨粉を製造するために直接的に関連する機械等に限るものとし、原料の保管処理、汚水処理及び脱臭処理等に必要な機械等は補助対象とはしないものとする。また、周辺機器については、導入する機械等を使用するために必要な制御装置や、導入する機械等と直接接続する必要がある搬送機等に限るものとする。
- (2) 補助対象機械等は新品を対象とする。
- (3) 事業実施主体は、要領本文第4の1の事業実施計画の中の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

第3 補助対象要件等

- (1) 要綱別表1の事業要件欄の6の採択要件欄の畜産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ① 事業実施主体は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項に基づく都道府県知事の許可を受けていること。（新たに都道府県知事の許可を受ける場合は、事後の許可でも可とする。）
 - ② 当該レンダリング施設は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に基づき、農林水産大臣の確認を受けて牛肉骨粉を製造していること。（新たに農林水産大臣の確認を受ける場合は、事後の確認でも可とする。）
- (2) 要領第6に定める補助対象要件等は、次のとおりとする。
 - ① 都道府県知事は、事業実施主体が導入する機械等の選定に当たり、肉骨粉を製造するレンダリング施設における今後の製造ラインの利用に関する意向を把握するとともに、原料の受入量、肉骨粉の製造量・販売量等の見込みを踏まえ、適切な能力及び規模を算定の上、決定するよう指導するものとする。
 - ② 導入する機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札を実施し、又は三者以上の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
 - ③ 導入する機械装置は法定耐用年数以上利用するものとする。

第4 その他

(1) 調査等

- ① 地方農政局等長は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、都道府県及び事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- ② 都道府県は、事業実施主体に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

(2) 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(3) 事業の着工・着手等

事業実施主体は、事業の着工・着手、契約の適正化、会計経理、財産処分等の手続及び事務実施の手続について、「食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金に係る交付対象事業事務及び交付対象事務費の取扱いについて」（令和3年12月24日付け3畜産第1342号畜産局長通知）を準用して、事業を実施することとする。

別表 1（事業実施計画に記載すべき項目）

1	成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式第 3 号の 2 に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。
2	成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 畜産局長が別に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。
3	費用対効果に関する項目 要綱第 30 第 2 項に基づき算出するものとし、その算出根拠も併せて記載又は添付するものとする。
4	施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠についての具体的な数値を用いて記載するものとする。
5	整備する施設等の貸付けに係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農業従事者数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。
6	事業効果の発現目標に関する項目 輸出国別の輸出向け出荷量及び出荷額の現状値と目標値を記載するものとする。
7	複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理） 個々の建物、機械ごとの事業費及び交付金の額を記載するものとする。
8	輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる取組に関する項目 畜産局長が別に定める基準を満たすことが確実であること又は満たしていることについて記載するものとする。
9	その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 2 (補助対象要件及び交付率)

事業・メニュー		補助対象要件	交付率
1 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業	(1) 食肉流通再編合理化推進事業	事業・メニュー欄の1(1)の事業においては食肉流通再編合理化コンソーシアム計画、2(1)の事業においては食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査、研修等に要する経費 次に掲げる事項のいずれかを満たし、食肉流通再編合理化推進事業又は食肉処理基幹施設整備推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、別表3の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分経理を行うものとする。 ア 畜産農家の生産技術・衛生対策等の向上を図るための研修会を開催する場合は、外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費等、コンソーシアムにおいて生産技術を強化するために必要となる経費であること。 イ 食肉処理施設の処理加工技術を強化するための研修会及び調査を実施する場合は、食肉等処理加工従事者の処理加工技術向上を図る研修の受講経費、研修会開催のための外部講師の旅費及び謝金や会場借料、資料作成費、国内外の新たな市場における需要に対応した食肉加工技術に係る調査経費等、コンソーシアムにおいて処理加工技術を強化するために必要となる経費であること。 ウ 消費者ニーズの把握等の食肉等の販売企画力を強化するための調査を実施する場合は、アンケート調査、実需者等との意見交換会の開催、国内外の新たな市場における需要状況の調査に要する経費等、コンソーシアムにおいて食肉流通を強化するために必要となる経費であること。 エ 食肉処理施設の用地確保のための調整会議、測量等環境調査、住民説明会等に必要となる経費であること。	定額
2 食肉処理基幹施設整備事業	(1) 食肉処理基幹施設整備推進事業		

		オ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表3の経費であること。	
1 食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業	(2) 食肉流通再編合理化施設整備事業	事業・メニュー欄の1(1)の事業においては食肉流通再編合理化コンソーシアム計画、2(1)の事業においては食肉処理基幹施設整備コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設(と畜(枝肉までの処理)から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設をいう。以下同じ。)の再編合理化等に必要な施設整備、機械導入等	1/2 以内
2 食肉処理基幹施設整備事業	(2) 食肉処理基幹施設整備事業	ア 機械器具設備 搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、精肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、TSE対応、災害時対応設備その他食肉の処理加工に必要な設備の整備 イ 上屋等 食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備 ウ その他 機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費及び諸経費並びに既存施設の廃棄に係る経費	
3 輸出対応型畜物処理加工施設整備事業		輸出拡大に必要な輸出対応型の食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設、乳業施設及び畜産物加工施設の整備、機械導入、機械器具設備及び上屋等の整備に係る実施設計費等	1/2 以内
4 生乳需給調整基幹施設整備事業	(1) 生乳需給調整基幹施設整備推進事業	生乳需給調整コンソーシアム計画を策定及び実行するための協議会の開催、調査等に要する経費 次に掲げる事項のいずれかを満たし、生乳需給調整基幹施設整備推進事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。	定額

		なお、これらの経理に当たっては、別表3の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分経理を行うものとする。 ア 不需要期における生乳の集荷、不需要期以外の施設の運営、施設の合理化・高度化、荷待ち時間短縮、災害時・施設メンテナンス時の対応等の検討に必要な経費であること。 イ 製造した乳製品の販売、製造した乳製品を活用した高次加工商品による収益改善、製造・流通コスト低減等の検討に必要な経費であること。 ウ 施設の用地確保のための調整会議、測量等の環境調査、住民説明会等に必要な経費であること。 エ 本事業の実施計画を推進するための取組を行う場合は、コンソーシアムを推進するために直接必要とする別表3の経費であること。	
	(2) 生乳需給調整基幹施設整備事業	生乳需給調整コンソーシアム計画に基づき実施する広域の生乳の需給調整を行うために必要な乳製品加工施設（生乳を処理し特定乳製品（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第5条第1項に定める特定乳製品をいう。）を製造する需給調整施設及び乳製品加工施設に併設する乳製品から付加価値の高い乳製品（アイスクリーム、発酵乳等）を製造する乳製品高次加工施設）並びに乳製品加工施設と一体的に整備する貯乳施設（クーラーステーション）の施設整備及び機械導入 ア 機械器具設備 受乳、計量、保管、貯蔵、製造（充填等を含む）、搬送、洗浄、電気・動力、配管、給水、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、試験機器類等に係る設備及びその他需給調整や物流合理化に必要な設備、機械及び車両等の整備 イ 上屋等	1/2 以内

		機械器具設備を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）、製品の保管及びその他必要な建築物の整備・補改修等 ウ その他 機械器具設備及び上屋等の整備・導入に係る設計費、製造費、輸送費、設置費、施工管理費及びその他諸経費、並びに既存施設の廃棄に係る経費(再編の場合に限る)等	
5 家畜市場再編整備支援事業	次に掲げる家畜市場の再編合理化等に必要な施設の整備並びに機械及び設備の導入等に要する経費 ア 基本施設 売場、繋留施設、繋養施設、代金決済所、秤量・体測施設、輸送施設（家畜集出荷用に限る。） イ 環境対策施設 堆肥化施設、汚水処理施設、汚物焼却施設、脱臭施設等 ウ 衛生対策施設 車両消毒施設、繋留施設等消毒施設、罹患家畜隔離舎等 エ 機能高度化施設 家畜誘導レール、セリシステム、個体識別装置、家畜集合施設、研修施設等 オ その他 附帯施設（アからエまでの施設と一体的に整備する施設及び設備等に限る。）、設計費及び諸経費(アからエまでの施設及び附帯施設の整備に係るものに限る。)並びに既存施設の廃棄に係る経費	1/2 以内	
6 肉骨粉利用促進事業	鶏・豚の飼料原料として利用しやすい高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等 ア 機械等の導入 クッカー、エキスペラプレス、デカンター、セパレーター、冷却機、粉碎機、調粒機（シフター、篩機）、ブレンダー（ミキサー）、分析装置	1/2 以内	

	イ その他 アの機械等導入にあたり一体的に整備する必要がある搬送機等の周辺設備の導入	
--	--	--

別表 3（交付対象経費）

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献に係る経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・短期間（交付事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額な記録媒体 ・試験等に用いる少額な器具等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	講師旅費	事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うため	

		の旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・交付金の額の 50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

別表 4（施設等の基準）

施設等	交付対象基準
	食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業
食肉処理施設	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 （b）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （d）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （e）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 （f）当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。 ただし、別記 1 の第 4 の 2 の（4）のただし書に当てはまる場合はこの限りでない。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。
部分肉加工施設	

輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・ 輸出先国等が定めるハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設としてハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・ 輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準及び国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・ 原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・ 停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

施設等	交付対象基準
	食肉処理基幹施設整備事業
食肉処理施設	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 （a）当該施設は、食肉の流通合理化に係る都道府県計画において都道府県が基幹施設と定める施設であること。 （b）当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 （c）当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 （d）食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 （e）豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 （f）当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）が 1,000 頭以上の規模となること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えていることとする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	

副産物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラル対応施設	・ 輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・ 輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準及び国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・ 污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・ 原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・ 停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

施設等	交付対象基準
	輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業
食肉処理施設	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。 (b) 当該施設の整備について、食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 (c) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第 1 に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等 T S E に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 (d) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。 (e) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていること。 (f) 当該施設を整備後の 1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね 700 頭以上の規模となること。 ただし、離島（離島振興法第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。）において事業を実施する場合又はハラル認証を取得する場合であって、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認める場合はこの限りではない。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとし、同施設には、獣畜の飲水設備を設置するものとする。（特段の事由がある場合は、この限りではない。）
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条第 1 項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛の枝肉にあっては 24 時間以内、豚の枝肉にあっては 12 時間以内に枝肉の中心温度を 5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却装置を備えた冷蔵庫であるものとする。また、枝肉及び部分肉についてそれぞれ 1 日当たりのと畜解体処理能力（頭数分）のおおむね 2 倍程度の冷蔵保存能力を有し、かつ枝肉の冷蔵施設については、枝肉懸吊装置等を備えている

	こととする。なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は交付対象としない。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）、と畜場法施行規則、「食肉処理業に関する衛生管理について」（平成 9 年 3 月 31 日付け衛乳第 104 号厚生省生活衛生局長通知）及び「と畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて」（平成 6 年 6 月 23 日付け衛乳第 97 号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・ 輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・ 輸出に係る設備であって、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準及び国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
交差汚染防止対策施設	・ 原則として、食肉処理施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
災害対応設備	・ 停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあつては5℃以下、冷凍保存の場合にあつてはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・設備	
副産物等処理施設	
衛生管理施設	・次の（a）又は（b）の基準に適合すること。 （a）食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年3月25日付け政令第52号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日付け厚生省令第40号）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあつては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 （b）輸出に係る設備であつて、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なもの（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所も含む。）であること。
ハラール対応施設	・輸出先国等が定めるハラール認証の基準を順守するために必要な設備であること。
アニマルウェルフェア対応施設	・輸出に係る設備であつて、輸出先国等が定めるアニマルウェルフェアの基準及び国際獣疫事務局が定めるアニマルウェルフェアの国際基準を順守するために必要な設備であること。
環境保全施設	・污水处理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	

冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の設備	
乳業施設	・牛乳乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条に規定する牛乳、成分調整牛乳、加工乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、国産生乳・乳製品を使用した製品をいう。）を製造する施設・設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものであり、海外での需要が見込まれる品目を製造するためのものであること。 ・当該施設の整備により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。 ・1 日当たりの生乳処理量が 2 トン以上であること。
生乳受入・貯乳施設	
殺菌施設	
乳製品製造施設	
充填施設	
冷蔵冷凍施設	
その他の施設・設備	
畜産物加工施設	・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ・当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・生産者を支援する目的で地方公共団体、公社若しくは農業者の組織する団体又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸付けについては、農業者の組織する団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。

施設	交付対象基準	
	生乳需給調整基幹施設整備事業	
乳製品加工施設	需給調整施設	次に定める要件に適合するものであること。 1 当該施設の整備後の1日当たりの乳製品（特定乳製品）仕向け生乳処理能力が30トン以上であること。 2 国産生乳・乳製品を使用した製品を製造する施設・設備であること。 3 広域流通する生乳に対応した適切な需給調整の観点から、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であること。 ただし、北海道及び沖縄県にあっては、処理対象生乳が複数の都道府県の区域で生産される生乳であることを要しない。 4 污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
		生乳受入・貯乳施設
		殺菌施設
		乳製品製造施設
		充填施設
		冷蔵冷凍施設
		その他の施設・設備
	乳製品高次加工施設	次に定める要件に適合するものであること。 1 付加価値の高い製品の販売促進の観点から、上記の基準を満たす需給調整施設（既設を含む）の同一又は近隣の敷地内に整備するアイスクリーム又は発酵乳等を製造する施設・設備であること。 2 国産生乳・乳製品を使用した製品を製造する施設・設備であること。 3 污水处理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
		殺菌施設
		乳製品製造施設
		充填施設

	冷蔵冷凍施設	
	その他の施設・設備	
	貯乳施設（クーラーステーション）	
	その他の施設・設備等	

施設	交付対象基準
	家畜市場再編整備支援事業
家畜市場	次に定める要件に適合するものであること。 1 「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知）」に基づき、家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく家畜市場の施設整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。 2 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね6,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね6,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。 ただし、中山間地域（山村振興法第7条第1項の規定に基づき振興山村に指定された地域及び「農林統計に用いる地域区分の制定について」において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね4,000頭（牛換算）以上、離島（離島振興法第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。）にある家畜市場の整備を実施する場合は整備後においておおむね2,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
その他の施設・設備	

施設等	交付対象基準
	肉骨粉利用促進事業
レンダリング施設	次に定める要件に適合するものであること。 1 化製場等に関する法律(昭和 23 年法律第 140 号)第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事の許可を受けていること。(新たに都道府県知事の許可を受ける場合は、事後の許可でも可とする。) 2 当該レンダリング施設において製造された牛肉骨粉(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和 51 年農林省令第 35 号)に基づき、農林水産大臣の確認を受けて製造されたものに限る。)について、事業完了年度から 3 年以内に、飼料への仕向け率が 80%以上となることを目標とすること。
高品質牛肉骨粉製造機器	煮熟機(クッカー)、圧搾機(エキスペラプレス)、分離機(デカンタ)等
高品質牛肉骨粉製品化機	衛生対策機(冷却機、殺菌機)、粉碎機、調粒機(シフター、篩機)、混合機(ミキサー)、飼料成分分析装置等
周辺設備	搬送機(コンペア・パイプライン)、制御機械装置等

別表 5 (上限事業費)

整備事業の内容	上限事業費
食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業	【食肉処理施設の整備】 12,337 千円×1 日当たりの処理能力頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）。 【対米・EU 向け牛施設の整備】 農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙に定められた、「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」及び「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」に定める基準に適合し、当該国へ牛肉を輸出する施設（以下「対米・EU 向け牛施設」という。）を整備する場合において、上記で算出される額を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、16,039 千円×1 日当たりの牛の処理能力頭数（肥育豚換算）。 【施設の廃棄】 150 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
食肉処理基幹施設整備事業	【食肉処理施設の整備】 12,337 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。 【施設の廃棄】 150 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業	食肉処理施設 【食肉処理施設の整備】 12,337 千円×1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。 【対米・EU 向け牛施設の整備】 対米・EU 向け牛施設を整備する場合において、上記で算出される額を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認める場合には、16,039 千円×1 日当たりの牛の処理能力頭数（肥育豚換算）。

		【離島における整備、ハラル施設の整備】 別表 4（施設等の基準）の輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業における食肉処理施設の交付対象基準の（f）のただし書により、都道府県知事が地域の実情により特に必要と認めた場合であって 1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）が 560 頭未満の場合には、16,233 千円× 1 日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。
	食鳥処理施設	259 千円× 1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	129 千円× 1 年当たりの処理能力
	乳業施設	12,987 千円× 1 日当たり処理能力（トン）
生乳需給調整基幹施設整備事業	乳製品加工施設	【需給調整施設の整備】 45,000 千円× 1 日当たり処理能力（トン） 【施設の廃棄】 350 千円× 1 日当たりの処理量（トン）
家畜市場再編整備支援事業	家畜市場	6,161 千円× 子牛市場の開催日 1 日当たりの取引頭数

注 1：施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は上限事業費の算定対象としない。

注 2：都道府県知事が特に必要と認める場合の上限事業費を適用する場合については、都道府県知事は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

別表 6（事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目）

- | |
|---|
| <p>1 事業実施状況に関する一般的な項目</p> <p>要綱別紙様式第 9 号に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>また、要綱別表の事業内容欄の 1 の事業については、別紙様式第 2 号に規定されている項目を含み記載するものとする。</p> <p>2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目</p> <p>事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。</p> <p>3 事業実施状況に関する詳細な項目</p> <p>「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。</p> <p>4 事業の効果及び改善方策に関する項目</p> <p>「事業の効果（輸出先国別の輸出向け出荷量及び出荷額の年度ごとの実績値を含む。）」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。</p> <p>5 畜産物輸出に向けた体制整備の取組に関する項目</p> <p>事業実施後の状況がわかる資料を添付するものとする。</p> <p>6 その他事業実施状況報告に必要な項目</p> |
|---|

別表 7 (附帯事務費の率)

	附帯事務費	充当率
附帯事務費の率	1. 0%以内	1 / 2 以内

別表 8 (附帯事務費の使途基準)

区分	内容
旅 費	普通旅費（設計審査、検査のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び工事の施行、監督、測量、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費） 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用
賃 金 等	事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費
給 料	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与
報 酬	会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬
職 員 手 当 等	会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当及びへき地手当 会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当
報 償 費	謝金
需 用 費	消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等） 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役 務 費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備 品 購 入 費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
市町村附帯事務費	当該事業実施において市町村が使用する、旅費、賃金、給料、報酬、共済費、報償費、需用費、役務費、使用料、賃貸借料及び備品購入費

別紙様式第 1 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・
輸出拡大施設整備事業）の事業実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和 3 年12月24日付け 3 畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業）

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・ 畜産農家 ・ 食肉処理施設 ・ 食肉流通事業者 ・ その他			

注1：組織構成は、畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、整備等を実施する食肉処理施設を以下に記載すること。

食肉処理施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

--

注1：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び食肉処理施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。

併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：既存食肉処理施設の処理能力及び利用状況並びに整備後食肉処理施設の処理能力及び利用計画等が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. 食肉流通再編合理化推進事業の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、 対象者数、場 所等)	事業費 (円)	負担区分			備考
					国費	都道府 県費	その他	
(1) 協議会（検討会）の開催								
取組内容①:	(例) × × 委員会 (構成員: ○○、 □□、△△)							
(2) 調査の実施								
取組内容①:								
(3) 研修会の実施								
取組内容①:								
(4) その他								
取組内容①:								
合 計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、

同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：取組内容には、国産食肉の生産・流通体制の強化（生産現場と結びついた流通改革の推進）に必要な食肉の品質向上（衛生水準の維持・向上を含む）、家畜防疫対策の徹底、家畜飼養管理技術の向上、その他必要な取組について記載する。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

2. 食肉流通再編合理化施設整備事業の概要

(1) コンソーシアム内の食肉処理施設の概要

再編の対象となる施設			再編後の施設			
名称	住所	敷地面積(㎡)	名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 再編（統合又は機能再編）の実施体制

--

(3) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考
						国費	都道府県費	その他	
		再編 合理化 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		廃棄 施設	補助 対象						
			小計						
			補助 対象 外						
			小計						
		合計							

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 食肉流通再編合理化推進事業及び食肉流通再編合理化施設整備事業の共通事項

(1) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

(2) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1: 区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2: 複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 食肉流通再編合理化推進事業

(1) 経費の使用に関する規定（案）等
(2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(3) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 食肉流通合理化施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(9) 定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

※廃棄に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

3. 食肉流通再編合理化推進事業及び食肉流通再編合理化施設整備事業の共通事項

(1) 再編の対象となる施設の関係者の同意書
(2) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) 再編合理化計画書（別紙様式6号別添1）
(4) 本事業の取組が位置付けられた流通合理化計画
(5) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(6) その他畜産局長等が必要と認める資料

第5 個人情報の取扱い（任意）

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
同意しません	☐	

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第 2 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉処理基幹施設整備事業）
の事業実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和 3 年12月24日付け 3 畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉処理基幹施設整備事業）

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・ 都道府県 ・ 畜産農家 ・ 食肉処理施設 ・ 食肉流通事業者 ・ その他			

注1：組織構成は、都道府県、畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注2：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、整備等を実施する食肉処理施設を以下に記載すること。

食肉処理施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

--

注1：この欄には、組織構成員が有する課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び食肉処理施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。

併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：既存食肉処理施設の処理能力及び利用状況並びに整備後食肉処理施設の処理能力及び利用計画等が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. 食肉処理基幹施設整備推進事業の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、 対象者数、場 所等)	事業費 (円)	負担区分			備考
					国費	都道府 県費	その他	
(1) 協議会（検討会）の開催								
取組内容①:	(例) × × 委員会 (構成員: ○○、 □□、△△)							
(2) 調査の実施								
取組内容①:								
(3) 研修会の実施								
取組内容①:								
(4) その他								
取組内容①:								
合 計								

注1: 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、

同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2: 取組内容には、国産食肉の生産・流通体制の強化（生産現場と結びついた流通改革の推進）に必要な食肉の品質向上（衛生水準の維持・向上を含む）、家畜防疫対策の徹底、家畜飼養管理技術の向上、その他必要な取組について記載する。

注3: 適宜、行を追加して記入すること。

2. 食肉処理施基幹設整備事業の概要

(1) コンソーシアム内の食肉処理施設の概要

整備の対象となる施設			整備後の施設			
名称	住所	敷地面積(㎡)	名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 基幹施設整備の実施体制

--

(3) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考
						国費	都道府県費	その他	
		基幹施設	補助対象						
			小計						
			補助対象外						
			小計						
		廃棄施設	補助対象						
			小計						
			補助対象外						
			小計						
		合計							

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

3. 食肉処理基幹施設整備推進事業及び食肉処理基幹施設整備事業の共通事項

(1) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

(2) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1: 区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2: 複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

4. 修繕・更新に係るスケジュール

年	工事概要	予定総額 (千円)					備考
			積立金からの 支出額	積立金 残高	積立金以外の 支出額	積立金以外の 支出額の内訳	
令和〇年	〇〇の補修	〇〇円					(例) 令和〇年～〇年に毎年〇〇円で 積み立てた積立金等を活用
合計							

注1：整備後の施設について、整備後の修繕・更新に係る費用を記載するものとする。

注2：予定総額の記載にあたっては、必要となる所要額を策定時点の価額で見積もるものとする。

注3：記載期間については、原則建物の耐用年数かつ長寿命化に係る修繕を含む期間とする。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. 食肉処理基幹施設整備推進事業

(1) 経費の使用に関する規定（案）等
(2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(3) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 食肉処理基幹施設整備事業

※整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(9) 定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

※廃棄に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

3. 食肉処理基幹施設整備推進事業及び食肉処理基幹施設整備事業の共通事項

(1) 対象となる施設の関係者の同意書
(2) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) 食肉処理基幹施設整備計画（別紙様式8号別添1）
(4) 本事業の取組が位置付けられた流通合理化計画
(5) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(6) その他畜産局長等が必要と認める資料

第5 個人情報の取扱い（任意）

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
同意しません	☐	

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

第6 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（生乳需給調整基幹施設整備事業）の事業実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（生乳需給調整基幹施設整備）

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名 (コンソーシアム名)	事務局		組織構成	役員構成	沿革	その他
	組織名	所在地				
			・酪農経営体 (生産者団体含む) ・乳製品加工施設 ・生乳流通事業者 ・その他 (都道府県、市町村)			

注1：組織構成のうち乳流通事業者は畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に定める第一号対象事業者とする。

注2：組織構成は、酪農経営体、乳製品加工施設、生乳流通事業者等の組織毎に構成員を全て記載すること。

注3：沿革は、事業実施主体の母体となった組織があれば、その組織名も記載すること。

※うち、整備等を実施する乳製品加工施設を以下に記載すること。

乳製品加工施設名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	代表者の氏名	沿革	その他

第2 事業の実施方針

--

注1：この欄には、組織構成員の有する課題及び広域の生乳需給調整に必要な課題を具体的に整理するとともに、コンソーシアムの組織及び乳製品加工施設の整備等により、それぞれの課題をどのように解決していくのか、構成員の役割を明確にした実施方針を記載すること。併せて施設整備内容を具体的に記載すること。

注2：対象地域における、生乳の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注3：既存乳製品加工施設の処理能力及び利用状況並びに整備後乳製品加工施設の処理能力及び利用計画等が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容

1. 生乳需給調整基幹施設整備推進事業（コンソーシアム事業）の概要

取組内容	推進体制	実施時期	事業量 (単価、回数、 対象者数、場 所等)	事業費 (円)	負担区分			備考
					国費	都道府 県費	その他	
(1) 協議会（検討会）の開催								
取組内容①：	(例) ××委員会 (構成員：○○、 □□、△△)							
(2) 調査等の実施								
取組内容①：								
(3) その他								
取組内容①：								
合 計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：取組内容には「生乳の需給調整に係る関係者の調整」「国産乳製品の需要拡大・高付加価値化」「不需要期における生乳の集荷」「不需要期以外における施設の運営」「施設の合理化又は高度化」「荷待ち時間短縮」「災害時等における対応」「乳製品加工施設で製造した乳製品の販売」「製造・流通コスト糖の低減」に係る検討など、必要な取組について記載する。

注3：適宜、行を追加して記入すること。

2. 生乳需給調整基幹施設整備事業（施設整備事業）の概要

（１）コンソーシアム内の乳製品加工施設の概要

〔整備前〕現在の乳製品加工施設の体制

年度	名称	住所	施設運営者	資本金構成	操業開始年度	1日当たりの生乳処理能力	1日当たりの生乳処理実績	稼働率	生乳の集荷範囲
製造する乳製品		1日当たりの乳製品製造能力		1日当たりの乳製品製造実績		稼働率	乳製品の貯蔵能力	乳製品の販売先	乳製品の販売実績
製造する高次加工品		1日当たりの高次加工品製造能力		1日当たりの高次加工品製造実績		稼働率	高次加工品の貯蔵能力	高次加工品の販売先	高次加工品の販売実績

〔整備後〕事業により整備された乳製品加工施設による、広域の生乳需給体制（施設その１）

年度	名称	住所	施設運営者	資本金構成	操業開始年度	1日当たりの生乳処理能力	1日当たりの生乳処理実績	稼働率	生乳の集荷範囲
製造する乳製品		1日当たりの乳製品製造能力		1日当たりの乳製品製造実績		稼働率	乳製品の貯蔵能力	乳製品の販売先	乳製品の販売実績
製造する高次加工品		1日当たりの高次加工品製造能力		1日当たりの高次加工品製造実績		稼働率	高次加工品の貯蔵能力	高次加工品の販売先	高次加工品の販売実績

注 1：補助事業の申請の直近年度の実績を記載するものとし、整備前の年度の欄には直近年度、整備後の年度の欄には成果目標の設定年度をそれぞれ記載すること。

注 2：乳製品とは、需給調整施設で製造する特定乳製品を指し、高次加工品とは国産生乳・乳製品を使用したアイスクリームや発酵乳等を指す。

注 3：稼働率は 1 日当たりの処理実績を 1 日当たりの処理能力で除して求めること。生乳の集荷範囲の欄は都道府県単位を原則とする（北海道及び沖縄はこの限りではない。）。

注 4：複数の施設の整備を計画している等の場合は、表や行を追加して記入すること。

（ 2 ） 生乳需給調整基幹施設の整備による乳製品加工の処理量の向上

〔整備前〕

生乳の集荷範囲	地域の生乳生産量		コンソーシアム内の乳製品施設が 処理する乳製品向け生乳の数量	同乳製品加工施設による処理割合
		うち、乳製品向け		

〔整備後〕

生乳の集荷範囲	地域の生乳生産量		コンソーシアム内の乳製品施設が 処理する乳製品向け生乳の数量	同乳製品加工施設による処理割合
		うち、乳製品向け		

（ 3 ） 生乳需給調整基幹施設整備の実施体制

--

3. 廃棄施設の概要（廃棄計画）

（1）コンソーシアム内の廃棄施設の概要

年度	名称	住所	施設運営者	資本金構成	操業開始年度	1日当たりの生乳処理能力	1日当たりの生乳処理実績	稼働率	生乳の集荷範囲
製造する乳製品		1日当たりの乳製品製造能力	1日当たりの乳製品製造実績	稼働率	乳製品の貯蔵能力	乳製品の販売先	乳製品の販売実績		

注1：補助事業の申請の直近年度の実績を記載するものとし、年度の欄には直近年度を記載すること。

注2：乳製品とは、2.（1）の注2に準ずる。

注3：稼働率は1日当たりの処理実績を1日当たりの処理能力で除して求めること。生乳の集荷範囲は都道府県域を原則とする（北海道及び沖縄はこの限りではない。）。

注4：適宜、表や行を追加して記入すること。

（2）同施設を廃棄するに至った理由

（3）廃棄後の施設又は用地の活用方針

（4）廃棄する施設の補足

注：（1）～（3）の欄に記載しきれなかった事項がある場合、本欄に記載すること。

(5) 事業の内容及び経費

既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)	整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)			単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分			備考
						国費	都道府県費	その他	
	整備する乳製品加工施設	補助対象							
			小計						
		補助対象外							
			小計						
	廃棄施設	補助対象							
			小計						
		補助対象外							
			小計						
	合計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

4. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

(2) 事業実施期間	令和	年度	～	令和	年度
うち、生乳需給調整基幹施設整備推進事業	令和	年度	～	令和	年度
うち、生乳需給調整基幹施設整備事業	令和	年度	～	令和	年度

(3) 事業実施スケジュール

事業実施開始年度から事業完了年度までの各年度における取組について、生乳需給調整基幹施設整備推進事業と生乳需給調整基幹施設整備事業を分けて記載すること。

(4) 収支予算(又は精算)

収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
国費 都道府県費 事業実施主体 その他	円	円	円	円	
合 計					

支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注1：区分欄は、別表の区分の欄及び経費の欄の事業名等を記入する。

注2：複数年実施する場合は、全ての年度分の事業費及び国費予定がわかる資料を添付すること。

(5) 修繕・更新に係るスケジュール

年	工事概要	予定総額 (千円)					備考
			積立金からの 支出額	積立金 残高	積立金以外の 支出額	積立金以外の 支出額の内訳	
令和〇年	〇〇の補修	〇〇円					(例) 令和〇年～〇年に毎年〇〇円で 積み立てた積立金等を活用
合計							

注1：整備後の施設について、整備後の修繕・更新に係る費用を記載するものとする。

注2：予定総額の記載にあたっては、必要となる所要額を策定時点の価額で見積もるものとする。

注3：記載期間については、原則建物の耐用年数かつ長寿命化に係る修繕を含む期間とする。

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1. コンソーシアム推進事業

(1) 経費の使用に関する規定（案）等
(2) 事業の一部を委託する場合はその委託契約書（案）（又は写し）
(3) その他畜産局長等が必要と認める資料

2. 生乳需給調整基幹施設整備事業

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、（5）で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 員外利用に関する規定	整備される施設について、所有者等の系列組織以外の者が利用する場合の規約
(9) 定款等	乳製品加工基幹施設の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書

3. 推進事業及び整備事業の共通事項

(1) コンソーシアムの関係者の同意書
(2) コンソーシアム規約並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書
(3) コンソーシアム計画（コンソーシアム計画を策定するために推進事業を実施する場合を除く）
(4) その他畜産局長等が必要と認める資料

第5 個人情報取扱い（任意）

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条※に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
同意しません	☐	

注：同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

第6 その他 補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・ 該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・ 該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・ 認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（家畜市場再編整備支援事業）の事業実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の第4の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（家畜市場再編整備支援事業）

事業実施計画書

事業実施年度： 令和 年度 （ 年目）

産地名： (所在する都道府県・市町村名)

応募主体名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本金構成・比率 (%)	事業内容	沿革	代表者の氏名	その他

注1：事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

注2：要領別記5の第3の3の民間事業者の場合、その他の欄に施設の利用農家数を記載すること。

第2 事業の実施方針

--

注1：年間の家畜取引頭数、市場開催日数、開催1回あたりの平均取引頭数等について、家畜の種類ごとに、既存施設の運用状況及び整備後施設の運営計画が分かる資料を添付すること。

注2：対象地域における家畜の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

第3 事業計画の内容
 家畜市場再編整備支援事業の概要
 (1) 家畜市場の再編の概要

再編の対象となる施設			再編後の施設			
名称	住所	敷地面積(㎡)	名称	住所	敷地面積(㎡)	用地取得

注：用地取得には、用地取得方法を入れるとともに、用地の確保が使用収益権による場合は、用地取得欄にその内容及び期間を記載。

(2) 再編の実施体制

--

注1：具体的な組織、団体やそれらの役割分担がわかるように記載すること。

注2：別紙とすることも可。

(3) 事業の内容及び経費

対象 畜種等	既存施設の概況 (施設の種類、 面積、台数、 構造、能力等)		整備・廃棄施設の内容 (施設の種類、面積、台数、 構造、能力等)	単価 (円)	事業費 (千円)	負担区分				備考
						国費	都道 府県 費	事業 実施 主体	その他	
		再編 合理化 施設	補助 対象							
			小計							
			補助 対象 外							
			小計							
		廃棄 施設	補助 対象							
			小計							
			補助 対象 外							
			小計							
		合計								

注1：備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。なお、国費負担がない施設の整備も含めて記載すること。

注3：整備する施設の規模や廃棄する施設の決定根拠が分かる資料を、既存施設の利用状況及び整備施設の利用計画が分かる資料とともに添付すること。

注4：その他畜産局長等が必要と認める資料を添付すること。

(4) 事業完了(予定)年月日 令和 年 月 日

第4 添付書類（添付書類名を記載すること。）

1 整備に係るもの

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の規模・能力及び利用状況、整備予定施設の規模・能力及び利用計画並びに整備予定施設の規模・能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図（平面図及び立面図）並びに用地内における建物（施設別）の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った（承認申請中の案件も含む）場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業・担い手づくり総合支援交付金等における費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること。
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料（支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの） なお、収支計画については、(5)で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 定款等	事業実施主体の定款並びに直近の事業（業務）報告書及び計画書等
(9) 再編の同意書	再編の対象となる施設の関係者の同意書
(10) 再編合理化計画書	別紙様式5号別添1
(11) 整備計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(12) 流通合理化計画	「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」等に基づき、本事業の取組が位置付けられた都道府県の流通合理化計画
(13) その他畜産局長等が必要と認める資料	

2 廃棄に係るもの

添付書類	注意点
(1) 廃棄施設の図面	廃棄施設の図面又はその写し
(2) 廃棄施設の事業費の積算根拠	事業実施計画に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 設備のリスト	対象設備のリスト（対象設備に係る財産管理台帳又はその写しを添付すること）
(4) 財産取得に関する資料	設備の取得価額、取得年月日が明らかになる資料
(5) 耐用年数に関する資料	耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
(6) 廃棄計画	流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた廃棄計画

第5 その他

補助事業等の財産処分状況について（当初年度を含め過去5年間）

事業名	実施年度	事業費（千円）	財産処分 承認月日	当初事業内容及び処分内容

注：補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当無しと記入すること。
- ・該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

別紙様式第 5 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（肉骨粉利用促進事業）の事業
実施計画の承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和 3 年12月24日付け 3 畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第 4 の 1 の規定に基づき、関係書類を添えて承認申請する。

（注）関係書類として、別添の事業実施計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（肉骨粉利用促進事業）

事業実施計画書

策定年度： 令和 年度

事業実施主体名：

代表者氏名：

第1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
代表者氏名	

第2 事業の実施方針

(1) 肉骨粉の販売に関する現状と課題

--

(2) 肉骨粉の販売に向けた取組内容

--

第3 成果目標

成果目標	取組前 ○年度	目標年度 ○年度
肉骨粉の販売量の増加	トン [算定根拠]	トン [算定根拠]
肉骨粉の製造経費の削減	円/トン [算定根拠]	円/トン [算定根拠]

※目標年度までに牛肉骨粉製造量の80%以上を販売する計画とすること。

機械・機器	総事業費 D = A + B + C	国庫補助金 A	実施主体負担 B	その他 C
計				

第5 事業の月別スケジュール

機械・機器	1 月	2 月	3 月	備考

※月別の欄には取組時期に矢印（→）を記載すること。

第6 全体の事業計画

取組年度	取組内容
1年目 〇〇年度	
2年目 〇〇年度	
3年目 〇〇年度	

※3年目（目標年度）までに牛肉骨粉製造量の80%以上を販売する計画とすること。

別紙様式第6号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉流通構造高度化・輸出拡大事業）の再編合理化計画の（変更）承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の第4の2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の再編合理化計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業）

再編合理化計画書

策定年度： 令和 年度

目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ～ 令和 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

1 事業の実施方針

--

注：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

2 再編の概要

(1) 再編の対象となる施設の概要

施設名	設立年	再編合理化の取組等	対応方針	受益農家数		備考
				再編前	再編後	
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
全施設の平均値（注3）						

注1：施設名の欄には、本事業により整備又は廃棄を行う施設について、関連する食肉処理施設を全て記載すること。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：受益農家数の欄について、食肉処理施設の再編を図る場合は全施設の平均値も記載すること。

注4：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注5：再編合理化の取組等の欄には、別記1の第4の2の(1)に記載の再編合理化の取組（統合又は機能再編）、その具体的な内容を記載すること。なお、必須要件の充足状況、今後の実施計画等がわかる資料を添付すること。

3 成果目標と事業費

(1) 食肉流通再編合理化推進事業における成果目標

以下については、現況、目標ともに、コンソーシアム全体について記載。

① 家畜の生産

品目 (畜種等)	生産量 (A) (頭、羽、kg)			販売価格 (B) (千円／頭、羽、kg)			生産コスト (C) (千円／頭、羽、kg)			成果目標額 (A) × ((B) - (C)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0	0	0	0
			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0	0	0	0

② 食肉・加工品の製造

品目 (種類)	生産量 (D) (kg)			販売高 (E) (千円)			処理加工コスト (F) (千円／kg)			流通コスト (G) (千円／kg)			成果目標額 (E) - (D) × ((F) + (G)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0			0	0	0	0
			0			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0			0	0	0	0

注：処理加工コストの算定にあたって、減価償却費は、食肉処理・加工コストの算定基礎から除き、計算することができるものとする。以下、同じ。

③ 成果目標額の合計

品目 (種類)	成果目標額 (①+②) (千円)		
	現況	目標	現況-目標
合計			

注1：コンソーシアム計画を添付すること。

注2：備考は、類似の計画がある場合の主な内容や、検討中の場合の検討状況などを記載。

- (2) 食肉流通再編合理化施設整備事業における成果目標
以下については、整備する施設毎に記載。

ア. 食肉処理・加工コスト

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	向上率	現況	目標	削減率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

③ と畜コスト＋部分肉加工コスト

畜種	と畜コスト＋部分肉 加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	削減率
牛	0	0	0
豚	0	0	0
肥育豚換算	0	0	0

注1：部分肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

④ 精肉加工工程（該当施設のみ）

畜種	精肉加工量 (頭/日)			精肉仕向割合 (%)			精肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：精肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：精肉仕向割合について、当該施設において生産された部分肉のうち、当該施設において精肉処理を行われる割合を記入すること。

イ. と畜料金及び部分肉加工料金の目標

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	現況	目標	値下げ率	現況	目標	値下げ率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

ウ. 輸出に対する取組の目標

畜種	現況			目標			
	輸出可能国	輸出数量	主な部位	輸出可能国	輸出数量	増加率	主な部位
牛							
豚							

注：輸出可能国が複数ある場合は、適宜欄を追加し、輸出可能国毎に、数量等を記入すること。

注 再編合理化計画の作成に当たっての留意事項

- ① 現況値と目標値は、同一の方法で算出すること。

② 算出した成果目標の妥当性を検討できる資料を添付すること。

(3) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力を具体的な内容を記載。

別紙様式第7号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（家畜市場再編整備
支援事業）の再編合理化計画の（変更）承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号
農林水産省畜産局長通知）の第4の2の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申
請する。

（注）関係書類として、別添の再編合理化計画書を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（家畜市場再編整備支援事業）

再編合理化計画書

策定年度： 令和 年度

目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ～ 令和 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

1 基本方針

--

注：対象地域における、家畜（畜種別かつ品種別）の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

2 再編の概要

(1) 再編の対象となる施設の概要

施設名	設立年	本事業による再編統合を必要とする理由	対応方針	受益農家数		備考
				再編前	再編後	
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			
			廃棄・改修・新設・その他			

注1：施設名の欄には、本事業により再編整備又は廃棄を行う施設について、関連する家畜市場を全て記載する。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

(2) 市場開催月及び回数

開催月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
市場名称	整備前												
	整備後												

注1：開催回数及び1開催当たりの日数を記載すること。

注2：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

(3) 整備する家畜市場における計画等

家畜市場名															
畜種			年間取引頭数 (頭/年)			年間市場開催 回数（注１） (回)			年間市場開催 日数 (日)			取引頭数 (頭/回)			備考
			現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	
牛	肉専用種	黒毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		褐毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		その他の肉専用種													
	乳用種 (交雑種を含む)														
	豚（牛換算）														
その他（牛換算）（注２）															
合計															

注1：複数日にわたる開催の場合、当該開催回数は1回とカウントすること。

注2：その他は適宜畜種を記入すること。

注3：備考欄に全年間取引計画頭数に占める和子牛の取引計画頭数の比率を記載すること。

注4：新たに取引する和牛の区分(妊娠牛等)がある場合は、適宜欄を追加すること。

(4) 廃棄又は廃止する施設の概要

廃棄又は廃止 市場名称															
畜種			年間取引頭数 (頭/年)			年間市場開催 回数（注1） (回)			年間市場開催 日数 (日)			開催1回あたりの 取引頭数 (頭/回)			備考
			現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	現況	計画	増加率	
牛	肉専用種	黒毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		褐毛和種 計													
		成牛													
		子牛													
		その他の肉専用種													
	乳用種 (交雑種を含む)														
	豚（牛換算）														
その他（牛換算）（注2）															
合計															

注1：複数日にわたる開催の場合、当該開催は1回とカウントすること。

注2：畜種欄のその他は適宜畜種を記入すること。

注3：廃棄又は廃止施設が複数ある場合、適宜欄を追加し、関係する全てについて施設ごとに記載すること。

3 家畜市場の再編における成果目標と事業費

(1) 成果目標

ア 年間の家畜取引頭数

年間の家畜取引頭数 (頭／年)			備考
現況	目標	増加率	

イ 平均取引頭数

開催 1 回当たり平均取引頭数 (頭／回)			備考
現況	目標	増加率	

ウ 年間の開催回数又は日数

年間開催回数 (回／年)			年間開催日数 (日／年)			備考
現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	

エ 高資質和子牛

高資質和子牛の取引頭数 (頭／年)			高資質和子牛の取引割合 (%)			備考
現況	目標	増加率	現況	目標	増減	

オ 買参人

畜種（取引区分）	開催１回あたりの買参人数 （人／回）			開催１日あたりの買参人数 （人／日）			備考
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	

注：畜種欄には、（１）整備事業における計画等から引用した取引区分を記載すること。（例：黒毛和種・子牛）
ただし、最も取引が多い畜種とすること。

カ 年間延べ運営従業者数

年間延べ運営従業者数 （人／年）			備考
現況	目標	削減率	

キ 牛換算100頭当たり取引コスト

牛換算100頭当たり取引コスト （円）			備考
現況	目標	削減率	

(5) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、
()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力を具体的な内容を記載。

別紙様式第 8 号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

令和〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業（食肉処理基幹施設整備事業）の再編合理化計画の（変更）承認申請について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和 3 年12月24日付け 3 畜産第1342号 農林水産省畜産局長通知）の第 4 の 2 の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係書類として、別添の食肉処理基幹施設整備計画を添付すること。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（食肉処理基幹施設整備事業）

食肉処理基幹施設整備計画

策定年度： 令和 年度

目標年度： 令和 年度

事業実施期間： 令和 年度 ～ 令和 年度

産地名： （所在する都道府県・市町村名）

事業実施主体名：

1 事業の実施方針

--

注1：対象地域における、対象品目の生産及び流通の概況と計画が分かる資料を添付すること。

注2：配分基準通知別表2のB3の成果目標を設定する場合は、整備後の施設が所在する都道府県内で最大の処理能力頭数になることが分かる書類を添付すること。

2 基幹施設整備の概要

(1) 整備の対象となる施設の概要（再編する場合は、廃棄施設を含む。）

施設名	設立年	基幹施設整備の取組等	対応方針	受益農家数		備考
				整備前	整備後	
			廃棄・改修・ 新設・その他			
			廃棄・改修・ 新設・その他			
			廃棄・改修・ 新設・その他			
全施設の平均 値（注3）						

注1：施設名の欄には、本事業により整備又は廃棄を行う施設について、関連する食肉処理施設を全て記載すること。

注2：対応方針の欄は、当該施設に該当するものを丸で囲うこと。その他の場合は、その内容を備考欄に記載すること。

注3：受益農家数の欄について、食肉処理施設の再編を図る場合は全施設の平均値も記載すること。

注4：欄が不足する場合は、適宜欄を追加し、関係する全てについて記載すること。

注5：必須要件の充足状況、今後の実施計画等がわかる資料を添付すること。

3 成果目標と事業費

(1) 食肉処理基幹施設整備推進事業における成果目標

以下については、現況、目標ともに、コンソーシアム全体について記載。

① 家畜の生産

品目 (畜種等)	生産量 (A) (頭、羽、kg)			販売価格 (B) (千円／頭、羽、kg)			生産コスト (C) (千円／頭、羽、kg)			成果目標額 (A) × ((B) - (C)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0	0	0	0
			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0	0	0	0

② 食肉・加工品の製造

品目 (種類)	生産量 (D) (kg)			販売高 (E) (千円)			処理加工コスト (F) (千円／kg)			流通コスト (G) (千円／kg)			成果目標額 (E) - (D) × ((F) + (G)) (千円)		
	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標	現況	目標	現況-目標
			0			0			0			0	0	0	0
			0			0			0			0	0	0	0
合計			0			0			0			0	0	0	0

注：処理加工コストの算定にあたって、減価償却費は、食肉処理・加工コストの算定基礎から除き、計算することができるものとする。以下、同じ。

③ 成果目標額の合計

品目 (種類)	成果目標額 (①+②) (千円)		
	現況	目標	現況-目標
合計			

注1：コンソーシアム計画を添付すること。

注2：備考は、類似の計画がある場合の主な内容や、検討中の場合の検討状況などを記載。

- (2) 食肉処理施設整備事業における成果目標
以下については、整備する施設毎に記載。

ア. 食肉処理・加工コスト

① と畜工程

畜種	と畜処理能力 (頭/日)			年間と畜頭数 (頭/年)			稼働率 (%)			と畜コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	向上率	現況	目標	削減率
牛												
豚												
肥育豚換算												

注：稼働率は、年間と畜頭数を稼働日数（245日）で除した「1日当たりのと畜頭数」を、と畜処理能力で除して算出すること。

② 部分肉加工工程

畜種	部分肉加工量 (頭/日)			部分肉仕向割合 (%)			部分肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

③ と畜コスト＋部分肉加工コスト

畜種	と畜コスト＋部分肉 加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	削減率
牛	0	0	0
豚	0	0	0
肥育豚換算	0	0	0

注1：部分肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：部分肉仕向割合について、当該施設において生産された枝肉のうち、当該施設において部分肉処理を行われる割合を記入すること。

④ 精肉加工工程（該当施設のみ）

畜種	精肉加工量 (頭/日)			精肉仕向割合 (%)			精肉加工コスト (円/頭)		
	現況	目標	増加率	現況	目標	増加率	現況	目標	削減率
牛									
豚									
肥育豚換算									

注1：精肉加工量について、頭単位で記入し難い場合は、kg単位等により記入すること。

注2：精肉仕向割合について、当該施設において生産された部分肉のうち、当該施設において精肉処理を行われる割合を記入すること。

イ. と畜料金及び部分肉加工料金の目標

畜種	と畜料金 (円/頭)			部分肉加工料金 (円/頭)		
	現況	目標	値下げ率	現況	目標	値下げ率
牛						
豚						

注：部分肉加工料金について、1頭当たりの金額で記入し難い場合は、kg当たりの金額等により記入すること。

(3) 事業費

実施予定 年度	事業内容 (整備・廃棄施設の内容)	予定事業費	予定国費	地方自治体 支援	地方自治体 協力	備 考
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		
		千円	千円	千円 ()		

注：当該施設が所在する都道府県等の地方自治体からの費用面の支援がある場合は、地方自治体支援に金額を記載の上、()内にその地方自治体名を記載。事務的協力がある場合は、地方自治体協力で具体的な内容を記載。

1. 総括表

(都道府県名：)

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	事業内容	輸出予定国・地域	対象畜種等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	日本政策金融公庫への 情報提供	備考
									交付金	都道府県費 市町村費	その他			
食 1				食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業										
食 2				食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業										
輸 1				輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業										
輸 2				輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業										
輸 3														

- (注)
- 1

「番号」の欄については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大事業」は「食」、「食肉処理基幹施設整備事業」は「基」、「輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業」は「輸」、「生乳需給調整基幹施設整備事業」は「乳」、「家畜市場再編整備支援事業」は「家」、「肉骨粉利用促進事業」は「肉」と番号の頭につけること。
- 2

「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
- 3

「事業内容」の欄については、要綱別表 1 を記入すること。
- 4

「対象畜種等名」の欄については、対象となる具体的な畜種等名を記入することとし、複数畜種等を対象とする場合にあっては併記すること。
- 5

「事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）」の欄については、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。
- 6

「日本政策金融公庫への情報提供」の欄については、事業実施主体が本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」を記入すること（任意）。
なお、同意しない場合でも、事業の採択等には影響はありません。
- 7

複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別紙様式第 9 号別添に記入すること。
- 8

複数年の事業であって、2 年度目以降の事業を実施する場合は、5. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 個別表

食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業 又は 食肉処理基幹施設整備事業																(〇〇県		〇〇年度)						
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる畜種等	Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)		
												(事業実施主体の現況)										(事業実施主体の現況)		

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる畜種等	Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			
											(事業実施主体の現況)											(事業実施主体の現況)		

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる畜種等	Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			
											(事業実施主体の現況)										(事業実施主体の現況)			

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	類別	Ⅶ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値						都道府県 加算ポイント	輸出産地 リスト又はフ ラッグシップ 輸出産地連携 加算ポイント	ポイント総計		
					成果目標の内容					現況値の内容				成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					
										(事業実施主体の現況)					0

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異年年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
6 輸出産地リスト又はフラッグシップ輸出産地連携加算ポイントは、食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業に限る。

都道府県の財政的支額及び理由

番号	財政的支額及び理由

- (注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業													(〇〇県 〇〇年度)										特認団体																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					対象となる畜種等	類別	Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値					対象となる畜種等	類別	成果目標のポイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					成果目標の内容							現況値の内容	成果目標ポイント		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				目標	現況等	現状値	目標値					増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

番号	市町村 名	事業 実施 主体名	対象とな る畜種等	類別	Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象とな る畜種等	類別	Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値										特認団体
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント								
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等	現状値	目標値			増減率等		目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等					
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)					
										(事業実施主体の現況)												(事業実施主体の現況)					

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	V 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値									対象となる畜種等	VI 達成すべき成果目標の内容及び現況値									都道府県加算ポイント	輸出産地リスト又はフラッグシップ輸出産地連携加算ポイント	ポイント総計	特認団体		
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント							
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等						
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)						(設定基準・項目)					0	
											(事業実施主体の現況)											(事業実施主体の現況)						

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数カ年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。
6 「特認団体」の欄については、特認団体に該当する場合「○」と記入するとともに、施設の利用計画、収支計画、費用対効果分析等を含む事業実施計画書を添付すること。

都道府県の財政的支額及び理由	
番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

Ⅲ 生乳需給調整基幹施設整備事業																	(〇〇県		〇〇年度)		
番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	類別	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					対象となる畜種等	類別	Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値					現況値の内容	成果目標ポイント			
					成果目標の内容							成果目標ポイント		成果目標の内容					成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法			目標	現況等	現状値	目標値	増減率等		目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			
									(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)			

番号	市町村名	事業実施主体名 (コンソーシアム名)	対象となる畜種等	Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる畜種等	Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			
										(事業実施主体の現況)											(事業実施主体の現況)			

番号	市町村 名	事業 実施 主体名	対象となる 畜種等	Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										対象となる 畜種等	Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値										都道府県 加算ポイン ト	輸出産地 リスト又はフ ラッグシップ 輸出産地連携 加算ポイント	ポイント 総計	特認団体				
				類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別		成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント											
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等			現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等										
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)											0		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)													

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由

番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

家畜市場再編整備支援事業										(〇〇県 〇〇年度)											
番号	市町村名	事業実施主体名	家畜市場名	類別	Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値											
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

番号	市町村 名	事業実施 主体名	家畜市場 名	類別	Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値								Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標			現況等	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方		事後評価の検証方法	目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)			

番号	市町村名	事業実施主体名	家畜市場名	類別	Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値							Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

番号	市町村名	事業実施主体名	家畜市場名	類別	Ⅶ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値							都道府県 加算ポイント	ポイント総計	
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント			
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標			現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)				#REF!

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由	
番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2. 個別表

肉骨粉利用促進事業				Ⅰ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅱ 達成すべき成果目標の内容及び現況値										(〇〇県		〇〇年度)	
番号	市町村名	事業実施主体名	レングリ ング施設 名	類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント							
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等						
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)								
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)								

Ⅲ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅳ 達成すべき成果目標の内容及び現況値											
番号	市町村名	事業実施主体名	レングリ ング施設 名	類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等		現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標	現況等
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)		
										(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)		

番号	市町村 名	事業実施 主体名	レンドリ ング施設 名	類別	Ⅴ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値										Ⅵ 達成すべき成果目標の内容及び現況値									
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント		類別	成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント				
現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等	現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法	目標	現況等											
					(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)					(設定基準・項目)				
											(事業実施主体の現況)									(事業実施主体の現況)				

番号	市町村名	事業実施主体名	レンドラ ング施設 名	類別	Ⅶ 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値							都道府県 加算ポイント	輸出産地 リスト連携 加算ポイント	ポイント総計		
					成果目標の内容					現況値の内容	成果目標ポイント					
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法		目標				現況等	
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)						
										(事業実施主体の現況)				-		0

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。
2 「類別」欄は、「配分基準通知」の別表2に定める類別番号を記入すること。
3 「目標値」の欄は、「配分基準通知」の別表2の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。
なお、「現状値」については、「配分基準通知」の別表2に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。
4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。
5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

都道府県の財政的支額及び理由	
番号	財政的支額及び理由

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

3. 事業費の内訳

(〇〇県 〇〇年度)

(単位：円)

	件数	事業費	都道府県附帯事務費		総計	
			交付金	交付金	交付金	交付金
食肉流通構造高度化・輸出 拡大施設整備事業						
輸出対応型畜産物処理加工 施設整備事業						
生乳需給調整基幹施設整備 事業						
家畜市場再編整備支援事業						
肉骨粉利用促進事業						
計						

4. 都道府県附帯事務費の内訳表

区 分		金額（千円）	内 容	（都道府県名：） 内 訳
旅費	普通旅費			
	日額旅費			
	委員等旅費			
	小計			
賃金等				
給料				
報酬				
職員手当等				
報償費	謝金			
需用費	消耗品費			
	燃料費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	修繕費			
	小計			
役務費	通信運搬費			
使用料及び 賃借料				
備品購入費				
市町村附帯 事務費				
合 計				

※金額の欄は、国費ベースではなく事業費ベースで記入すること。

5. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	事業内容	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度				事業費	交付金	
					食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業				
					輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業				

- (注) 1 本表については、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
2 「市町村名」の欄については、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
3 「事業内容」の欄については、要綱別表1の事業内容欄に掲げる事業内容を記載すること。
のいずれかを記入すること。
4 「事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）」の欄にあつては、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を含めて記入すること。

(別紙様式第 9 号)

〇〇年度 〇〇事業に係る年度別実施計画書

年度別計画表（事業実施期間を 2 年以上とする場合に限る。）

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	事業内容	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費（千円）									
				開始年度	完了年度		〇〇年度（開始年）		〇〇年度（2 年目）		〇〇年度（3 年目）		〇〇年度（4 年目）		〇〇年度（5 年目）	
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
				〇〇年度	〇〇年度											

(注) 1 「年度別事業内容及び事業費」の欄は、適宜、欄を追加して記入すること。

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、別表の事業内容の欄に掲げる
1、2及び3の事業は畜産局長、4、5及び6の事業は北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

県（都道府）知事
氏 名

〇〇年度食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業の成果目標の（変更の）妥当性等の協議について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）第4の3の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注） 1 関係書類として、別紙様式第9号の都道府県事業実施計画及び別記1、別記3の事業については別紙様式第12号の輸出拡大計画を添付すること
2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
3 特認団体又は都道府県の協議がある場合は都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付するとともに、特認団体の協議については、別紙様式第11号の特認団体協議書を添付すること。

特 認 団 体 協 議 書

事業実施主体の特認関係

事業実施主体名 (特認団体名)	代表者氏名	所在地	政策目的	取組名
特認とする理由				

- (注) 1 事業実施主体の定款、規約等を添付すること。
2 事業実施計画書を添付すること。
3 必要に応じて地方農政局等が指示した書類等を添付すること。

別紙様式第12号

〇〇年度 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 輸出拡大計画〔施設名： (事業実施主体：)〕

(1) 輸出の拡大に向けた戦略(推進体制: (事務局:))

(2) 概要

主な輸出品目	想定される 国内産地	主な経由 空港・港 ※明確な場合は明記	主な輸出先国	代表的な販路 ※輸送方法や会社名は明確な場合は明記。	
輸出の拡大に向け これまでに行った 主な取組				輸出先国の求める衛生基準等 への対応 (例: HACCP)	

(3) 課題と対処方針について

項 目	課 題	対 処 方 針

(4) 輸出目標について (単位:トン、百万円)

			うち輸出分						うち輸出分						うち輸出分			
	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合	数量	金額	数量	増加割合	金額	増加割合

- (注) 1 本様式は、要領第4の3に定める都道府県実施計画と併せて提出すること。
- 2 「(1) 輸出の拡大に向けた戦略」は、データも活用して特色、強み、PRできるポイントや副次的効果を明記すること。
- 3 本様式より詳細な内容を記載する場合にあっては、必要に応じて「別紙のとおり」と記入の上、別様にて提出して構わない。

(5) 個人情報の取扱い(任意)

同意します	☐	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 [※] に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	☐	※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(注) 同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。